

# 事業者カードローンカード規定

## 1 事業者カードローンカードの利用

事業者カードローンカード（以下「ローンカード」という。）は、当金庫の現金自動預入支払機（以下「自動機」という。）を使用してカードローンの借入れおよび臨時のご返済ならびに残高照会等に利用することができます。

## 2 自動機による借入れ

- (1) 自動機を使用して借入れをする場合は、自動機の画面表示の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) 自動機による借入れは、自動機の機種により当金庫所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当金庫所定の金額の範囲内とします。  
なお、一日あたりの借入れは当金庫所定の金額の範囲内とします。

## 3 臨時のご返済

- (1) 自動機を使用して臨時のご返済をするときは、自動機の画面表示の操作手順に従って、自動機にローンカードと現金を挿入し、画面により操作してください。
- (2) 窓口において返済するときは、ローンカードとともに入金票に当金庫・支店名、ローンカードの口座番号、氏名、金額を記入して提出してください。

## 4 自動機利用手数料

自動機を使用して借入れまたはご返済する場合には、当金庫所定の自動機利用に関する手数料をいただきます。

## 5 お取扱明細票の交付等

ローンカードによるお取引の都度、その内容を記載したお取扱明細票を発行いたします。  
また、ローンカードによりお借入れまたはご返済いただいたお取引の明細は3カ月毎にご郵送いたします。

## 6 自動機故障時の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機によるお取扱いができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でローンカードにより借入れまたはご返済することができます。
- (2) 前項による借入れまたはご返済するときは、ローンカードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にローンカードの口座番号、氏名、金額を記入し実印を押印のうえ、または当金庫所定の入金票にローンカードの口座番号、氏名および金額記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。  
この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

## 7 カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、自動機操作の際に使用されたローンカードが、当金庫が本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認して取扱いしましたうえは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。  
また、当金庫の窓口においてローンカードおよび暗証番号の一致を確認し、お取扱いしました

場合も同様といたします。

- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。

暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

## 8 ローンカードの紛失、届出事項の変更等

ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 9 ローンカードの発行等

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (2) ローンカードの発行および再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

## 10 自動機への誤入力等

- (1) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) ローンカードによる窓口での借入れまたはご返済をする際に、当金庫所定の払戻請求書または入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

## 11 ローンカードの期限

ローンカードの期限は、事業者カードローン契約の期限と同一とします。期限切れのローンカードは直ちに取扱店に返却してください。

ただし、事業者カードローン契約に定める当金庫との約定により、事業者カードローン契約が延長された場合には、ローンカードは継続して使用することができます。

## 12 解約、ローンカードの利用停止等

- (1) 事業者カードローン契約を解約する場合または終了した場合は、そのローンカードを当店に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終わるまで解約を延期させていただく場合があります。

- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。

この場合、当金庫から請求があり次第、直ちにローンカードを当店に返却してください。

## 13 譲渡、質入れ等の禁止

ローンカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 14 規定の適用

この規定に定めない事項については、事業者カードローン契約規定、カードローン契約規定の各条項およびキャッシュカード規定により取扱います。

## 15 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2023. 6. 1)

